

## 十七世紀における江戸幕府の京都支配と切支丹取締

神田 雅子

キリシタンについての、先行研究での見解は、まとめると、次の三つが挙げられる。

一つは、キリシタン取締は、幕府の政治・支配政策に利用されていた事である。

二つめは、島原天草一揆以前は、伴天連中心の取締であったが、以後は、キリシタン民衆の取締へと、取締の対照が変化する事である。

三つめは、島原天草一揆以後の、キリシタン取締の弱体化である。

此様な三つの見解を元に、京都を中心としたキリシタン取締を考察する事にした。

民政に一番反映された法令として、史料として、『京都町触集成』を使用し、京都のキリシタン取締について考察していく、どの様に民衆の支配として、組み込まれていったのかを、史料を読み解く事によって、具体的に明らかにする。

慶長十七年、幕府が禁教令を發布してから江戸幕府によるキリシタン取締は始まる。

京都所司代、板倉勝重の時代は、慶長十九年大久保忠隣が、幕府から、京都へ派遣された事により、キリシタン迫害がスタートする。キリシタン迫害については、転宗した者は助けられ、転宗しなかった者は、殺害された。しかし、大久保忠隣改易により、一旦、キリシタン迫害はおさまる事になる。

元和五年、秀忠が京都に来た時に、今だ転宗しておらず、所司代の牢獄に閉じ込められていた五十三人のキリシタンを、秀忠の命によって殺害された。

キリシタン迫害の初期の時代は、幕府によって、キリシタン取締が、京都で行われたと言つて良い。

板倉重勝は、その後、慶長二十年、幕府から大阪方の殘党の搜索を命じられ、専念している事が町触れからも読みとれる。

牢人とキリシタン搜索は、幕府にとって重要であつたと考える。なぜなら、幕府にとつての脅威は、大阪の陣や島原天草一揆に代表される、牢人(武士)とキリシタンが結び付き、幕府に対して反乱を起こす事であつたからである。寛永期から、牢人とキリシタン搜索とが同時に行われる様になつたが、牢人が見つかった場合は、牢人の在住していた町内に、罰金が科せられただけであつたが、キリシタンが見つかった場合、町内も同罪という厳しいものであつた。板倉重宗の時代は、キリシタン取締が厳しくなり、取締る為の具体的政策が行われる。寛永十一年、宗旨改め、寺請制が公布される。これにより、慶長十九年には、転宗者に対しての、宗旨改めが、民衆は、必ず丹那寺を持つ様にと義務づけられる、寺請制へと変化する事となる。

寛永十二年には、キリシタン訴人による、褒美金額が、京都で始めて提示される。

キリシタン同士の裏切り、民衆によるキリシタン搜索の協力がねらいであつた。

此事から、キリシタン搜索は困難を極めていた事が推察される。

板倉重宗の時代は、幕府のキリシタン政策に忠実に従つた時代である。

寛永十四年、島原天草一揆により、幕府はキリシタンが断絶していない事を再確認し、一揆を鎮圧する事で、多くの

武將を失い、キリシタン徒党に対する脅威を覚えた。

その結果、キリシタン取締策として、寛永十五年に、キリシタン訴人褒美金額を引き上げ、慶安四年の由井正雪の乱以後には、更に引き上げられた。此頃は、最大で伴天連訴人に対しては、銀三百枚、与えられた。銀三百枚は米二四、九八石と同じであり、キリシタン取締の厳しさがうかがわれる。

寛永十七年、幕府は、宗門改役を設置し、井上政重を就任された。宗門改役とは、諸国のキリシタン取締に対して指示をする役職の事である。

慶安二年には、宗旨手形の書き方を触れ、宗旨手形の記入の統一を行った。

寛永八年からは、民政が京都所司代から、京都町奉行へと移る事になる。

キリシタンは、今だに断絶していなかった。民衆のキリシタン訴人としての協力が得られなかったのか、それとも、褒美目当ての、間違った情報が多発したのか、キリシタン取締は、町奉行の時代も難航した。

寛永十一年、宗門人別改帳の作成が命じられ、今まで個人で行っていた宗旨改めが、団体で行われる様になる。戸籍調査としても利用されたと考えられている。

貞亨四年、キリシタンとキリシタン類族帳の作成が命じられた。キリシタンを末代まで、見張り、取締る為である。

京都でのキリシタン取締の為に、毎年宗門人別改帳を奉行所へ、一冊提出し、町年寄達が同様のものを保管の為に作成した。

類族帳は、年に二回提出される。つまり、四冊もの改帳が、キリシタン取締の為に、作成されている事が分かる。

此時期になると、キリシタン取締を、具体的に形式化していつている事が考察される。

キリシタン訴人について、実際、訴人がいたのかどうか、宇治市を例として考察した。寛永年間に入ると、宇治市の史料の中では、キリシタン訴人が実際存在していた事が分かる。此史料から分かる、キリシタン訴人の特徴としては、町内で、町内の人を訴える人はいなかった。他国、他町からの訴人がほとんどであった事、キリシタンであるとは訴えられた者が、実は、キリシタンではなく、間違つて、捕らえられた事、なぜ此者がキリシタンであるのか、確証が薄い、もしくは全くない事が挙げられる。

しかし、キリシタン訴人に頼らざるを得なかつた程、キリシタン取締は、難航していたと思われる。

宇治代官は、此時期、上林勝盛であつた。しかし、宇治は、幕府の直轄領が京都の中で一番多く、幕府支配の影響を多く受けた所であつた。キリシタン取締については、幕府から、多大な影響を受けていたと思われる。

先行研究による見解として、私の意見を述べると、一つめの、幕府の政治、支配政策の為のキリシタン取締利用については、大久保忠隣の京都派遣と、その後の改易に対する政治的利用は、推測する事が難しいが、宗門人別改帳は、戸籍調査の為にキリシタンが利用されたとも考えられる。しかし逆に、キリシタン取締として行つた政策が、宗門人別改帳という、戸籍作成に類似したものであつたとも考えられるのではないか。

二つめの、島原天草一揆以前、以後にかけての伴天連中心から、民衆中心へのキリシタン取締の移り変わりについては、京都においては、寛永十一年に、寺請制度が、すべての民衆に対して行われている事から、島原天草一揆以前から、伴天連から民衆へのキリシタン取締による変化はあつたと考察する。

三つめの、島原天草一揆以後、しだいにキリシタン取締が弱体化していく事については元禄年間から、キリシタンの文字が触状から消え、宗門人別改帳がキリシタン取締の一貫として、形式化している事が読み取れる。此事から、

元禄年間に入るまで脅威は続いたと考える。